

屋台営業者のみなさまへ

### 市が環境整備を行った設備の使用について

市が整備を行った設備（給水装置、汚水枡、受電箱）については、条例でその使用が義務付けられております。使用するにあたっては、以下の手続き等を行っていただくようお願いいたします。

<手続きについて>

① **下記の各窓口**でそれぞれの利用開始手続きを行ってください。

#### ★電気

九州電力 福岡営業所 電話番号：0120-639-458

窓口営業時間：月曜日～金曜日（休日をの除く）の9時～17時

※連絡の際は、ご使用の電気メーターの番号をお伝えください。

【電気メーターの番号は、別紙 屋台公募にかかる諸費用等参照】

#### ★水道

お客様センター 電話番号：092-532-1010

窓口営業時間

月曜日～金曜日 午前8時45分～午後5時30分

土曜日 午前9時～午後5時

※日曜、祝日、年末年始は受け付けておりません。

※連絡の際は、ご使用の給水装置の番号をお伝えください。

【給水装置の番号は、別紙 屋台公募にかかる諸費用等参照】

#### ★汚水枡

福岡市道路下水道局下水道管理課 電話番号：092-711-4534

（市役所6階）

※資料「屋台排水設備の設置について」にしたがい、手続きを行ってください。

②使用開始の際には、道路占用許可申請手続きに合わせて、「設備使用についての誓約書」を区役所に提出してください。

③道路占用許可交付時に、お渡しする納付書により、道路占用料とともに設備使用料をお支払いください。

### <設備使用料について>

設 備	設備使用料（月額）
給水装置	1,200 円
汚水柵	1,200 円
受電箱	800 円
計	3,200 円

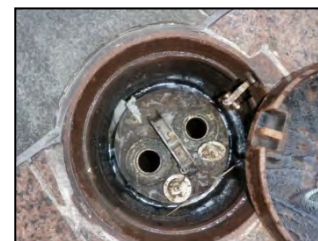
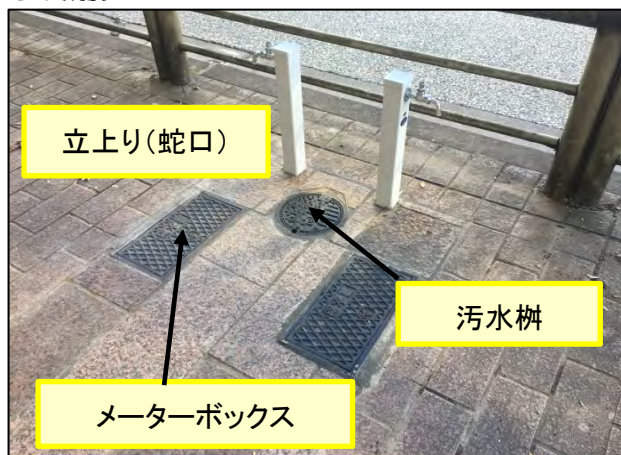
※市が整備していない設備については、市への設備使用料の納付は不要です。

※水道料金、下水道使用料、電気料金は、別途各事業者に支払いが必要です。

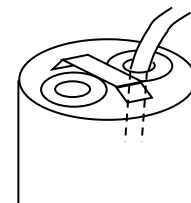
### <使用上の注意事項>

- 市が整備を行った設備の使用にあたっては、破損、滅失、汚損等のないよう留意していただき、破損等があった場合は損害を賠償していただく場合があります。また、屋台営業を行わなくなった場合には、原状に復して返還していただきます。
- 汚水柵を利用するにあたっては、必ずグリース阻集器を設置してください。
- 市が整備を行った設備を正しく使用していない場合、注意や警告並びに道路占用許可の停止や取消しの対象となります。

### <各設備について>



1 柵 2 口



年 月 日

## 設備使用についての誓約書

(あて先) 福岡市長

住 所

氏 名

屋台の名称

市が整備した屋台営業のための設備（ 給水装置 ・ 汚水枥 ・ 受電箱 ）を使用するとともに、その使用に当たり、下記のことを誓約します。

### 記

- 設備使用料は期限内に納入いたします。また、既納の設備使用料については還付請求いたしません。
- 設備の使用中は、善良な管理者の注意のもと管理をします。
- 屋台営業を廃止し、若しくは占用等許可の取消しにより、設備を使わなくなったときは、当該設備を原状に復して返還します。
- 自己の責めに帰すべき事由により、破損し、滅失し、又は汚損して市に損害を与えたときは、当該設備を原状に復し、又はその損害を賠償します。